踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百八十二号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（踏切道改良促進法施行令の一部改正）

第一条　踏切道改良促進法施行令（昭和三十七年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（地方踏切道改良計画の写しの送付）」に改め、同条中「第四条第十項（同条第十一項」を「第四条第十一項（同条第十三項」に、「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画」に改める。

第二条中「第八条第一項の政令で定める鉄道事業者は、次の各号に」を「第十条第一項の政令で定める者は、次に」に改め、同条第一号イ中「保安設備整備計画に係る改良の工事が完了した年（保安設備整備計画に係る」を「保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した年（保安設備の整備による指定踏切道の」に、「さかのぼり」を「遡り」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、同号ロ中「すべて」を「全て」に改める。

第三条中「第八条第二項」を「第十条第二項」に、「保安設備整備計画に係る」を「保安設備の整備による」に、「踏切道」を「指定踏切道」に改める。

第四条中「第八条第一項」を「第十条第一項」に、「保安設備整備計画」を「保安設備の整備による指定踏切道の改良」に改める。

第五条中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第六条中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第一号中「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「立体交差化計画又は同条第六項」を「地方踏切道改良計画又は法第五条第一項」に、「立体交差化計画（当該立体交差化計画」を「国踏切道改良計画（当該国踏切道改良計画」に改める。

第七条中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第八条中「第八条第一項」を「第十条第一項」に、「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

（道路法施行令の一部改正）

第二条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第十一号」を「第十二号」に改め、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

第一条の二第二項中「、第十号及び第十一号」を「及び第十号から第十二号まで」に改める。

第一条の三第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

第一条の七第一項の表第十三条第四項、第十九条第二項、第五十条第四項及び第五項の項中「、第五十条第四項及び第五項」を削り、同表第五十条第四項及び第五項、第五十三条第二項の項の次に次のように加える。

第五十条第四項	当該国道の所在する都道府県	当該国道の所在する指定市	指定市以外の市で当該国道の所在するもの

第一条の七第一項の表第五十条第五項の項を次のように改める。

第五十条第五項	国道の所在する都道府県	国道の所在する指定市	指定市以外の市で国道の所在するもの
		指定市及び関係都道府県	指定市以外の市及び関係都道府県
	関係都道府県		

第一条の七第三項の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三、第二十八条の二第一項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第二項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項の項中「第四十八条の十七第一項」の下に「、第四十八条の二十第一項及び第三項、第四十八条の二十一、第四十八条の二十二第一項から第三項まで、第四十八条の二十三から第四十八条の二十五まで」を加え、同条第四項の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段の項中「第四十八条の十七第一項」の下に「、第四十八条の二十四」を加える。